



VOL.89

トクちゃん新聞

10月号

ホークス 優勝
おめでとう♪



平成26年10月7日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

◆コミュニケーションについての勉強

担当: 徳野



IANLPトレーナーの安達美由紀さんをお願いして、コミュニケーションについて教えていただいています。「心にはしきみがあります。このしきみを知ることは望む人生を実現することに繋がります！」とおっしゃっています。7月から月1回2時間程度のワーク付きの講座で**毎回毎回いろんな気づき**をいただいています。この気づきをお客様や社員同士・家族とのコミュニケーションに活かすことでよりよい日々を過ごすことが出来ればと思っています。



◆マネーフォワード



世の中進んでいます。ネットバンキングのデータを弥生会計等のソフトに取り込むことが出来るということはお存知かも知れません。このソフトは**もう一歩進んで、銀行のデータに限らず、クレジットカード、アマゾン、アスクル等々のデータを支払ベースではなく発生ベースで取引日に自動的に仕訳処理**されるものです。先日ソフトの説明会に参加しまして即決で加入し、ソフトの**サポート公認メンバー**になりました。**弥生からの全面切替は必要としません**。経理の合理化にご興味あるかたはご相談ください！

◆小規模企業共済加入による節税

～支払額が全額所得控除～

担当: 小林



法人の場合、役員報酬額を適正にすることが、法人税の節税の基本ですが、役員報酬を上げると、今度は個人の所得税があがってしまいます。そのようなケースの場合、小規模企業共済に加入すると、個人の所得税を減らすことができます。

国が運営している『**中小企業基盤整備機構**』というところに支払うもので、掛け金は月額**1,000円～70,000円の範囲内**で自由を選ぶことができます。**メリットは次の3つです。**

- ①支払額は、**全額個人の所得控除**となり、税金を少なく計算できます。
- ②共済金を将来退職時に受け取る際は、基本的に**運用益もあわせて**もらうことができます。
- ③退職時に受け取る際は、**退職所得又は、公的年金等の雑所得扱い**となり、受取時の税金も少なく計算できます。
節税になる上、将来の生活資金にもなり、また、法人の役員だけでなく、**個人事業主も加入**することができます。



ただし、建設業や不動産業等の場合、常時使用する従業員の人数が20人以下(商業、サービス業は5人以下)の法人しか加入できないといったように、**加入に要件があります。また、受取時の状況によって、所得区分や金額が変わります。**小規模企業共済のホームページに詳細な加入要件や節税のシミュレーションもあります。**個人の所得税が気になる役員や個人事業主の方は、是非ご検討ください。**
<http://www.smrj.go.jp/skyosai/index.html>

◆一日の疲れとれてますか？

担当: 北岡



毎日朝早くから夜遅くまで、精力的に働いている皆さん、きちんとその日の疲れがその日のうちに取れていますか？疲労回復を語るときに重視されるのが**食事と睡眠**。仕事等で失ったエネルギーと様々な栄養素を食事ですっかり補い、睡眠で精神と体をリフレッシュさせる、まずはこれができないことには上手な疲労回復は望めないのです。この時重要になるのが**血液の流れ**です。上手な疲労回復には体温をあげて**血液の流れを促進してくれる入浴が必要不可欠**です。

お湯の適温は大体**38度から40度前後がオススメ**です。出来れば湯船に浸かっている20分の間に、疲れた体をゆっくりマッサージしましょう。どうしても、時間が無いという時には、**交替浴(温冷入浴を繰り返す)**を行うと冷えた体を温めようとする体の活動が活発になるため、短時間で温まる事が出来ます。

そして出来れば、そのまま晩酌を始めたリパソコンを開いたりするのではなく、**温まった体温が下がる頃合いを見計らってベッドに入ってしま**うのがオススメです。

お風呂ですっきりと温まり、そこから体温が少しずつ下がる時に起こる眠気を利用して**すぐに熟睡することが出来ます。**



お風呂で疲れを癒し、熟睡という休息に繋げるのが、一日の疲れをリセットする方法です。ぜひお試しください。

◆ 税務スケジュール(10月)

担当: 廣島

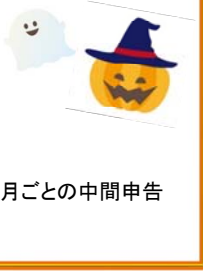


10月10日(金)

- ・9月分 源泉所得税の納付
- ・9月分 住民税の納付(特別徴収)

10月31日(金)

- ・8月決算法人 確定申告
- ・2月決算法人 中間(予定)申告
- ・11月 2月 5月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・9月分社会保険料
- ・住民税(普通徴収)第3期分



① 10月支払給与より、厚生年金保険の保険料率が変わります。また、算定基礎額によって決定された報酬月額も10月支払給与より改定になります。(翌月徴収の場合)

- ② 確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。
- ・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容の変動がないか、確認をお願いします。
 - ・控除証明書が届く時期です。くれぐれも紛失されないように保管願います。
 - ・ふるさと納税をされている場合、確定申告をしなければ、税額控除を受けられません。ご注意ください。



◆ 「取引予定表」をご存知ですか? ~ 弥生会計 ~

担当: 岡村



弥生会計には「取引予定表」という機能があり、毎月決まっている取引内容を登録し、毎月の処理をスムーズに行う事ができます。

- ① 仕訳辞書・伝票辞書を登録
- ② 「ツール」 → 「取引予定表」
- ③ 「新規登録」をクリックして 毎月の取引予定日、どの仕訳を登録するのか、またはどの伝票を登録するのかを設定して登録。
- ④ 仕訳登録したい取引内容を選択して「取引予定の実行」をクリックすると仕訳(振替伝票)が登録されます。
- ⑤ 登録された取引内容には「実行済」のチェックが入ります。
- ⑥ 「繰り返し登録」をした取引内容については、次回の取引予定日が自動的に表示されます。

この機能を利用することで、毎月の仕訳入力の手間がなくなります。

また、経理を全くご存じない方でも簡単に処理ができますので、一度お試しください。



◆ 部下がやる気を失う要因

担当: 池田



主な理由は、仕事の内容や働く人にあるのではなく、仕事を指導・管理する上司にあり、部下の多くが仕事や職場に求めている、次の3つの要素を理解し、それを満たしていないことにあるといわれています。

第一は「達成」です。自分の仕事や成果、それに職場・会社に誇りを持つことです。そのためには、仕事の目的・目標が明確に提示されなければなりません。達成感のない仕事ほど味気ないものはないのです。

第二は「公平」です。敬意を払われ、経済的にも精神的にも公正に遇されることです。軽く扱われたり、差別されることは耐えられません。パートやアルバイトであっても尊敬されたいのです。

第三は「友愛」です。同僚と良好で実り多い関係を持つことです。職場の人間関係はそのままやる気に直結し、人間関係が悪ければやる気にはならず、そればかりか仲間の仕事の足を引っ張ることもなりかねないのです。

企業は人なり。人が、そして人の心が企業をささえています。

部下が個々の能力を最大限に発揮できるよう、上司は、部下のこの要望、気持ちを理解し、それを満たすように仕事の指導とコミュニケーションを良くしていくことが大切です。



「仕事の記録帖」(文明出版社発行)より抜粋

◆ スタッフより

担当: 池田



■ 長女の結婚と次女の就職を機に、自宅の模様替えをしました。模様替えの前に、単筒、引出、棚等、気になっていたところの不用品の整理処分をしたのですが自宅を購入して20年、初めてのことで大量のゴミが発生いたしました。捨てる基準は最近世間で言われているような「ときめき」等、以下のような基準を参考にさせていただきました。

■ 捨てる基準

- ① 「3年間着なかった服」は捨てる。期間については1年とも2年ともいわれますが、3年を目安にしました。
- ② 「いつか使うかもしれない」と思って置いていた物は捨てる。
- ③ 「捨てる捨てない」は「使うか使わないか」で決める。

■ お陰様で、パンパンの洋服箆筒、押入れに余裕ができ、カラの収納ケース、引出も発生し部屋や廊下に置きっぱなしの物も収納できて、狭い我家もそれなりにスッキリ落ち着き、今では家でゆっくり過ごすことも楽しみになりました。「オレ、捨てられんで良かった。」と言うと、「お父さんは、まだ大丈夫やから。」と、家内が言っておりました。



◆ 今月のクイズ

担当: 廣島



税金は法律により、「誰が、いつまでに、どこに、いくら」納めるのが定められています。その定めは税金の種類によってさまざま、負担する人と納める人が違う場合もあります。

次の税金の税金を負担する人と納める人は誰でしょう?

- ① 法人税
- ② 消費税
- ③ 源泉所得税



- ① 負担する人: 法人 納める人: 法人
法人(会社)が行った事業の儲けに課税される法人税はその法人(会社)が納税します。
- ② 負担する人: 消費者 納める人: 事業者
消費税は課税対象になるモノを買ったとき、サービスを受けたときに課税されます。税金を負担するのは最終消費者ですが、納めるのは流通過程でかかわったそれぞれの事業者です。
- ③ 負担する人: 所得を得た人 納める人: 天引きした人
給与・報酬・利子・配当などの所得税は所得を得た人が負担しますが、支払う人(個人または法人)が、支払うときに所得税を天引きし納税をします。